

## 第58回被保護者全国一斉調査基礎調査要綱

### 1 目的

この調査は、生活保護法による保護を受けている世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るために行うものである。

### 2 調査時点

平成16年7月1日現在とする。

### 3 調査客体

この調査の客体は、全被保護世帯とする。ただし、次のいずれかに該当する世帯は調査客体としない。

- (1) 保護停止中の世帯
- (2) 出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助の住宅維持費及び生活扶助の移送費等一時的性格を有する扶助のみを受給している世帯
- (3) 保護施設に入所又は利用し、保護施設事務費のみの支出の対象となっている世帯

### 4 調査事項

調査事項は第58回被保護者全国一斉調査基礎調査票（様式1）（以下「基礎調査票」という。）の事項とする。

なお、都道府県・指定都市・中核市において必要とする事項については、本調査の附帯調査として追加して差し支えない。

### 5 調査方法及び基礎調査票の記入

福祉事務所の地区担当員が「第3 基礎調査票の記入要領」に基づき、各自が担当する全調査客体について、平成16年7月1日の保護の決定状況により必要な事項を基礎調査票に記入する方法で実施する。

なお、7月2日以降同月14日までの間に、7月1日以前の日付で保護の開始、廃止、停止及び変更の決定が行われたときも同様とする。

### 6 調査表（様式2）の作成、審査及び提出

- (1) 福祉事務所は記入された基礎調査票の内容を「第4 基礎調査票及び調査票の審査要領」の1に基づき審査した上、集計を行い、この結果を様式2による調査票（第1表～第9表）（以下「調査票」という。）に記入すること。

なお、調査票を作成する際には、「第4 基礎調査票及び調査票の審査要領」の2に示す各表間の整合性がとれているか確認すること。

作成した調査票は、提出表（様式3）を添えて、都道府県・指定都市・中核市本庁に提出する。

(2) 都道府県・指定都市・中核市本庁は、管内福祉事務所から提出された調査票の枚数と提出表との審査を行うとともに、調査票の内容を「第4 基礎調査票及び調査票の審査要領」の2に基づいて審査し、福祉事務所ごとに提出表と調査票をまとめ、平成16年9月10日までに厚生労働省社会・援護局保護課に1部提出する。

なお、都道府県・指定都市・中核市において附帯調査を行った場合は、その調査票、記入要領及び集計結果表を提出するものとする。

## 7 厚生労働省における集計及び結果の公表

厚生労働省における集計は外部委託し、結果の公表は厚生労働省社会・援護局保護課が行う。

## 第58回被保護者全国一斉調査基礎調査調査票

第1表 被保護世帯人員，級地・単身世帯－その他世帯・性・年齢階級別

都道  
府県（市）

福 社  
事務所

福祉事務所符号

--	--	--	--	--	--

級地－

--

	単身世帯			その他世帯		
	男	女	計	男	女	計
0 歳						
1 ・ 2						
3 ～ 5						
6 ～ 8						
9 ～ 11						
12 ～ 14						
15 ～ 17						
18 ・ 19						
20 ～ 29						
30 ～ 39						
40						
41 ～ 49						
50 ～ 59						
60 ～ 64						
65 ～ 67						
68 ・ 69						
70 ～ 74						
75 ～ 79						
80歳以上						
合 計						

- (注) 1 級地－枝級地別に作成すること。  
 2 集計結果の提出は、必ず厚生労働省から送付した用紙を用いること。  
 3 該当数字のない欄は空欄とし、何も記入しないこと。

# 第58回被保護者全国一斉調査基礎調査調査票

第2表 被保護世帯数、世帯人員・級地・扶助の種類別

都道  
府県(市)

福祉  
事務所

福祉事務所  
符 号

--	--	--	--	--	--

総 数		総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上
総 数	総 数											
	医療扶助のみ											
	医療扶助と日用品費 または日用品費のみ											
	そ の 他											

1 級地   1	総 数											
	医療扶助のみ											
	医療扶助と日用品費 または日用品費のみ											
	そ の 他											
1 級地   2	総 数											
	医療扶助のみ											
	医療扶助と日用品費 または日用品費のみ											
	そ の 他											

2 級地   1	総 数											
	医療扶助のみ											
	医療扶助と日用品費 または日用品費のみ											
	そ の 他											
2 級地   2	総 数											
	医療扶助のみ											
	医療扶助と日用品費 または日用品費のみ											
	そ の 他											

3 級地   1	総 数											
	医療扶助のみ											
	医療扶助と日用品費 または日用品費のみ											
	そ の 他											
3 級地   2	総 数											
	医療扶助のみ											
	医療扶助と日用品費 または日用品費のみ											
	そ の 他											

(注) 1 集計結果の提出は必ず厚生労働省から送付された用紙を用いること。

2 該当数字のない欄は空欄とし、何も記入しないこと。





# 第58回 被保護者全国一斉調査基礎調査調査票

第7表 借家・借間世帯数、級地・住宅の状況  
 実際家賃・間代階級別

都道  
府県(市)

福 祉  
事 務 所

福祉事務所  
符 号

:	:	:	:	:	:
---	---	---	---	---	---

級地-	:	:	:	:	:
-----	---	---	---	---	---

実際家賃・間代階級	公営住宅等			その他			計	実際家賃・間代階級	公営住宅等			その他			計
	1人 世帯	2～ 6人 世帯	7人 以上 世帯	1人 世帯	2～ 6人 世帯	7人 以上 世帯			1人 世帯	2～ 6人 世帯	7人 以上 世帯	1人 世帯	2～ 6人 世帯	7人 以上 世帯	
0 円								50,001 円							
1 ～ 8,000								52,001 ～ 54,000							
8,001 ～ 13,000								54,001 ～ 56,000							
13,001 ～ 14,000								56,001 ～ 58,000							
14,001 ～ 16,000								58,001 ～ 60,000							
16,001 ～ 18,000								60,001 ～ 62,000							
18,001 ～ 20,000								62,001 ～ 64,000							
20,001 ～ 22,000								64,001 ～ 66,000							
22,001 ～ 24,000								66,001 ～ 68,000							
24,001 ～ 26,000								68,001 ～ 70,000							
26,001 ～ 28,000								70,001 ～ 72,000							
28,001 ～ 30,000								72,001 ～ 74,000							
30,001 ～ 32,000								74,001 ～ 76,000							
32,001 ～ 34,000								76,001 ～ 78,000							
34,001 ～ 36,000								78,001 ～ 80,000							
36,001 ～ 38,000								80,001 ～ 82,000							
38,001 ～ 40,000								82,001 ～ 84,000							
40,001 ～ 42,000								84,001 ～ 86,000							
42,001 ～ 44,000								86,001 ～ 88,000							
44,001 ～ 46,000								88,001 ～ 90,000							
46,001 ～ 48,000								90,001 ～							
48,001 ～ 50,000								計							

(注) 1 級地一校級地別に作成すること。  
 2 集計結果の提出は、必ず厚生労働省から送付した用紙を用いること。  
 3 該当数字のない欄は空欄とし、何も記入しないこと。  
 4 持ち家は計上しないこと。

## 第58回被保護者全国一斉調査基礎調査調査票

第8表 被保護外国人世帯数、世帯主の国籍・世帯人員別

都道  
府県 (市)

福 社  
事務所

福祉事務所符号

--	--	--	--	--

	総 数	単 身 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上世帯
1 韓国又は北朝鮮							
2 中 国							
3 フィリピン							
4 ヴェトナム							
5 カンボディア							
6 アメリカ合衆国							
7 そ の 他							
合 計							

- (注) 1 集計結果の提出は、必ず厚生労働省から送付した用紙を用いること。  
 2 該当数字のない欄は空欄とし、何も記入しないこと。



# 第58回 被保護者全国一斉調査基礎調査調査票

第9表-1 …65歳以上

都道府県(市)

福祉事務所

福祉事務所  
符 号

--	--	--	--	--	--

介護扶助受給者数, 要介護度・在宅-施設-その他・介護サービスの種類別

		合計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
在宅	合計 (在宅サービス利用者実人員数)								/
	小計 (サービス利用者実人員数)								
	訪問・通所等	累計							
		訪問介護							
		訪問入浴介護							
		福祉用具貸与							
		訪問看護							
		訪問リハビリテーション							
		通所介護							
		通所リハビリテーション							
		居宅療養管理指導							
		累計							
		短期入所							
		短期入所生活介護							
	短期入所療養介護								
	小計 (サービス利用者実人員数)								
	単品サービス								
	特定施設入所者生活介護								
	痴呆対応型共同生活介護								
施設	合計 (施設サービス利用者実人員数)								
	指定介護 老人福祉施設	(再掲) 旧措置							
		(再掲) 小規模生活単位型							
	介護老人保健施設								
	介護療養型医療施設								

- (注) 1 集計結果の提出は、必ず厚生労働省から送付した用紙を用いること。  
 該当数字のない欄は空欄とし、何も記入しないこと。
- 2 各合計及び小計については、実際にサービスを利用した実人員数を計上すること。  
 詳細については、実施要綱を参照すること。

# 第58回 被保護者全国一斉調査基礎調査調査票

第9表-2 … 65歳未満

都道府県(市)

福祉事務所

福祉事務所  
符 号

--	--	--	--	--	--

介護扶助受給者数, 要介護度・在宅-施設-その他・介護サービスの種類別

		合計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
在宅	合計 (在宅サービス利用者実人員数)								/
	小計 (サービス利用者実人員数)								
	訪問・通所等	累計							
		訪問介護							
		訪問入浴介護							
		福祉用具貸与							
		訪問看護							
		訪問リハビリテーション							
		通所介護							
		通所リハビリテーション							
		居宅療養管理指導							
		累計							
		短期入所							
		短期入所生活介護							
		短期入所療養介護							
	小計 (サービス利用者実人員数)								
	単品サービス								
	特定施設入所者生活介護								
	痴呆対応型共同生活介護								
施設	合計 (施設サービス利用者実人員数)								
	指定介護 老人福祉施設	(再掲) 旧措置							
		(再掲) 小規模生活単位型							
	介護老人保健施設								
	介護療養型医療施設								

- (注) 1 集計結果の提出は、必ず厚生労働省から送付した用紙を用いること。  
 該当数字のない欄は空欄とし、何も記入しないこと。
- 2 各合計及び小計については、実際にサービスを利用した実人員数を計上すること。  
 詳細については、実施要綱を参照すること。